

庄原市公告第 37 号

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗を設置している者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項の規定において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 3 年 11 月 15 日

庄原市長 木山 耕三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 店舗名 ドラッグコスモス庄原店
- (2) 所在地 庄原市三日市町字下ノ原 667-1 の一部

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
 - (変更前) 午前 10 時
 - (変更後) 午前 9 時

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- (変更前) 午前 9 時 30 分～午後 10 時 30 分
- (変更後) 午前 8 時 30 分～午後 10 時 30 分

3 変更する年月日

令和 3 年 12 月 1 日

4 変更する理由

営業政策ため

5 届出年月日

令和 3 年 11 月 10 日

6 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧場所

庄原市企画振興部商工観光課商工振興係（庄原市中本町一丁目 10 番 1 号）

(2) 縦覧期間

令和3年11月15日から令和4年3月14日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(3) 縦覧のできる時間帯

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

7 意見書の提出

法第8条第2項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、市に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和4年3月14日

(2) 提出先

庄原市企画振興部商工観光課商工振興係